

子育て給付課が実施する臨時特別給付金について(概要)

子育て世帯への臨時特別給付金(国の事業)

- 支給対象** : 令和2年4月分の児童手当受給者(特例給付は対象外) **※約30,000世帯**
- 対象児童** : 令和2年4月分の児童手当対象児童(3月分対象の場合、新高校1年生も対象)
- 支給金額** : 対象児童1人につき1万円
- 申請方法** : <一般の方> 申請不要 給付金を辞退する場合のみ拒否届を提出(6/24)
<公務員の方> 申請が必要 3月31日時点で住民票のある市区町村に申請
※申請書は所属庁で発行 本市の申請受付期間は6月～9月
- 支給時期** : <一般の方> 6月24日(水)以降 児童手当口座へ振込
<公務員の方> 申請受付の翌月下旬に申請書に記載の口座へ振り込み

ひとり親家庭等生活支援給付事業(市単独事業)

- 支給対象** : 令和2年4～6月分、7～8月分の児童扶養手当受給者又は養育者支援金受給者
(生活保護受給者、全部支給停止者は対象外) **※約2,000世帯**
- 支給金額** : 1世帯につき3万円を2回支給する
- 申請方法** : 申請不要 給付金を辞退する場合のみ拒否届を提出(支給月の前月上旬)
- 支給時期** : <1回目>8月12日(水) <2回目>10月14日(水) 児童扶養手当口座へ振込
- その他+@** : 併せて現物給付を実施(8月:商品券5000円分・10月:えのすい親子券)
※現物給付は生活保護受給世帯も対象とする(現物給付は子育て企画課で実施)

低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金(国の事業)

- 給付金の種類** : I 低所得のひとり親への給付金(基本給付)
II 収入が減少した児童扶養手当受給世帯等への給付金(追加給付)
- 支給対象**
- Iの給付金 : ① 令和2年6月分の児童扶養手当受給者 **※約2,250世帯**
② 公的年金給付を受けているため児童扶養手当を受給していない者
(ひとり親医療証の交付のみを受けている者) **※約750世帯**
③ コロナの影響で直近の収入が児童扶養手当水準まで減少したひとり親
※約200世帯
- IIの給付金 : Iの①・②の対象者のうち、コロナの影響で収入が大きく減少しているとの
申し出があった者 **※約2,200世帯**
- 支給金額**
- Iの給付金 : 1世帯5万円 第2子以降1人につき3万円
IIの給付金 : 1世帯5万円
- 申請方法**
- Iの給付金 : ①申請不要 給付金を辞退する場合のみ拒否届を提出(7/17)
②申請が必要(対象と思われる方に個別通知) ・ ③申請が必要(対象把握せず)
- IIの給付金 : 申し出が必要
- 支給時期**
- Iの給付金 : ①8月までに支給 ②・③申請受付後、可能な限り速やかに支給
IIの給付金 : 申し出後、簡易な方法で確認した上で可能な限り速やかに支給